令和4年7月26日

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について

最近の資材価格の急激な高騰を踏まえ、尾道市発注の工事に関して、単品スライド条項の運用を次のとおり一部変更することとしましたので、お知らせします。

１　運用の変更点概要

1. これまでの運用

工事材料の価格増加分について、工事材料の「実際の購入価格」（受注者が提出）と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更

1. 新たな運用
	1. 購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。
	2. 鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。
	3. 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可能とする。

２　適用

　　令和4年6月17日以降に建設工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）に係る請求が行われたものから適用する。